

令和2年度 事業計画書

I 基本的視点

政府は、農林水産物・食品の輸出力強化と高付加価値化、スマート農業の実現と強い農業基盤作り、担い手への農地集積・集約化等により「強い農林水産業」と「美しい活力ある農山漁村」の実現を目指している。また、自然災害が多発する中、令和元年5月に公表された「平成30年度 食料・農業・農村白書」では、特に農業保険への加入の重要性が強調されており、国においても農業保険の加入拡大による「備えあれば憂いなし」の農業生産体制の幅広い構築を求めている。

こうした中、NOSA I 団体は、これまで70年以上にわたり農業共済事業を積極的に取り組み、幾多の自然災害に対して共済金の早期支払いと地域の実情に併せた様々な損害防止活動を展開し農業経営及び地域経済を支えてきた。さらに、平成30年4月の農業保険法の施行後、平成31年1月からは、自然災害に加え価格低下を始めとする様々なリスクを総合的に補償する収入保険事業が始まった。

一方、東京都内でも多くの自然災害が発生しており、平成30年10月には台風24号により施設園芸に過去最大の棟数となる被害が発生し、また、令和元年5月には北・南多摩を中心に降雹による被害、9月には台風15号により施設園芸、梨の落下など農産物の被害が発生している。更に、豚コレラが埼玉県で発生し、都内では防疫体制の強化が求められなど本組合の役割は年々増している。

しかし、ここ数年、各事業の加入率は低下傾向にあり、不慮の災害による減収や収入減少は未加入者にとって国の制度を十分に活用できない大きな問題となる。加入率の向上は、農家・組合員への最大の組合員サービスであるとともに本組合の財務改善のための最大の改善策であることを役職員が再認識する必要がある。

このため、本組合では、令和2年度の組織方針を「安心の未来」拡充運動の目標達成を目途に、両制度の適正な実施を通じて、東京の農家のセーフティネットとしての機能を十分に果たすべく「備えあれば憂いなし」の農業生産体制の幅広い構築を目指し、関係機関との連携を深めつつ、各事業の加入率向上のため強力に推進していくことを重点事項として下記の8項目に取り組んで行く。

II 重点取組事項

1. 「実施体制の改善計画」の具体的改善方策に基づく効率的で効果的な組織運営

毎年、共済団体の資源でもある東京の農地・農家は減少しており、組織運営は厳しい状況にある。東京都内の認定農業者、若手後継者並びに新規就農者が安心して農業経営を行うとともに、新しいものにチャレンジ出来る農業生産体制を構築するため本組合は、安定した組織運営を行わなければならない。このため、平成31年3月に策定した「実施体制の改善計画」及び令和元年9月に策定した「実施体制の改善計画の具体的改善方策」に基づき令和4年度を目途として組織改善を実施する。

2. 「安心の未来」拡充運動による充実強化

農業共済事業並びに収入保険事業を多くの農家・組合員が活用出来ないことは、東京農業、農家にとって大きなデメリットである。また、本組合の財務状況を改善する一つ手法は、各事業の加入率増加による賦課金収入が増加である。このため、「安心の未来」拡充運動の3年目になる令和2年度は、農業保険法の施行に伴う加入事業の増減に考慮し、特に園芸施設共済事業、任意共済事業及び収入保険事業の目標の達成にウェイトを置き、各地域班が地域の特色にあった具体的な事業計画を立て事業推進を展開する。

3. 収入保険事業の加入拡大

収入保険の普及拡大は、農家・組合員の農業経営の安定に繋がるとともに、組合の財務状況の改善にも大きく貢献する。制度推進の初年度から本組合の推進は、JA等の関係団体に協力を依頼し制度説明を行ってきた。これまでの2年間の制度普及啓発から令和2年度より戸別推進に重点を置くこととする。このため、令和2年度の事業推進目標の必達に向け、地域班ごとの詳細な目標を定め、地域性に合った推進計画を立て、説明会等により収集した農家情報を最大限活用し個々の農家・組合員に対し強力で推進を行っていく。

4. 園芸施設共済事業の加入拡大

東京農業は、施設園芸農業が主流であり、毎年、東京都による補助事業で施設は増加しているが、本組合の園芸施設共済の加入率はここ数年減少傾向にある。近年の時期と場所を選ばずに発生する豪雪並びに台風等の自然災害により被害が多発している状況から園芸施設共済の果たす役割は毎年高まっている。このため、未加入者情報を活用し戸別推進を行うとともに令和元年度に導入された集団加入による一斉受付などの仕組み見直しを最大に活用しJA等の関係機関と連携して加入推進を行い加入率の向上に努める。

5. 任意共済事業の加入拡大

収入保険事業の実施により本組合とこれまで接点のなかった品目を栽培する農家への建物共済の加入推進が可能となった。近年、自然災害の頻発により建物総合共済への興味が大幅に増加している。JAの建物更生共済や民間損保の住宅保険（自然災害担保付）は、共済掛金等（保険料）が多額となり本組合の建物総合共済と比較して農家の負担が非常に大きい。この優位性を最大に活かし、JAの建更並び民間損保の保険との比較対象表を作成・活用し新たな加入資格者を重点に加入推進を実施する。

6. コンプライアンス態勢の強化

多額の国費により組織運営をしている本組合は、コンプライアンスは常に高い意識を持って業務執行を行わなければならない。

本組合は、職員数が少ないため内部監査室等の専門部署を設けることは困難であることから「実施体制の改善計画」の具体的改善方策に基づき、不祥事を起こさない体制作りを目指し、年2回の内部検査の徹底とリーガルチェックの徹底等を行い、役職員の意識向上とコンプライアンス態勢の強化を図っていく。

また、ガバナンス（業務運営管理）を強化していくため、理事会及び監事会の機能を十分に発揮し内部牽制機能を強化していく。

7. 広報・広聴活動の強化

農業共済新聞は、営農と生活に役立つ最新の情報を豊富に掲載しており、農業者との信頼関係の強化を図る手段の一つである。また、組織としてメディア（新聞発行）を持っていることは重要であり、農家・組合員の声を制度に反映させるためのアイテムである。このことを役職員が再認識し、近年、発行部数が減少傾向にある農業共済新聞の普及拡大に向けアクションプログラムを作成し普及率の拡大に努めていく。

また、平成28年度より発行を続けている本組合の広報紙は、組合の活動状況や被害状況並びに農家・組合員に対する有益な情報を提供し農業保険事業の加入拡大に必要な不可欠であることから引き続き年間定期発行を行い、更なる組合員との信頼関係の構築に努めていく。

8. 役職員の資質向上

役職員の資質向上は、本組合の重要な課題であり、職員は日常業務から自己の研鑽に励まなければならない。農業共済事業及び収入保険事業を適正に運営していくため制度内容及び関係諸規定の習熟度を高めながら、農家・組合員との信頼関係の強化に努めるとともに収入保険事業の実施により税務等に関する専門知識、個人情報を厳重に扱うなどの意識改革などに取組んで行かなければならない。

Ⅲ 引受計画

基本的視点及び重点事項を踏まえ、令和2年度は、農業保険法の施行に伴う加入事業の増減に考慮し、特に収入保険事業、園芸施設共済事業及び任意共済事業の目標の達成にウェイトを置き、各地域班が地域の特色にあった事業推進を展開する。

1 農作物共済

(1) 事業目標

	目標面積	地域別		
		特別区	北多摩	南・西多摩
水稲	4,300 a	—	1,108 a	3,192 a
陸稲	31 a	—	0 a	31 a
麦	140 a	—	140 a	0 a
合計	4,471 a	—	1,248 a	3,223 a

(2) 重点課題

- ① 収入保険の移行推進
- ② 一筆方式の廃止に伴う新たな引受方式の検討

(3) 推進方策

① 収入保険の移行推進

農作物共済もしくは収入保険に加入し、農業収入全体をカバーできる旨を提案し、無保険状態にならないよう推進を行う。

経営規模の大きな組合員を対象とし、面積要件等により未加入になった者について戸別訪問等による推進を行う。

② 一筆方式の廃止に伴う新たな引受方式の検討

令和4年から一筆方式が廃止されるため、農水省の令和3年産の加入推進方針に合わせアンケートを実施し、関東農政局をはじめとした関係団体の意見やデータを参考として、水稲共済における効果的・効率的な事務処理を踏まえた引受方式についての方向性について、令和3年産から周知に向けて12月の損害評価会で方向性を決定する。

2 家畜共済

(1) 事業目標

死亡廃用共済			疾病傷害共済		
死亡	搾乳牛	1,307 頭	疾病 傷害	乳用牛	1,385 頭
	繁殖用雌牛	134 頭		肉用牛	500 頭
	育成乳牛	782 頭		種 豚	100 頭
廃用	育成・肥育牛	1,077 頭			
	育成・肥育馬	3 頭			
	種 豚	9 頭			

(2) 重点課題

- ① 家畜共済制度の適正化と効率化
- ② 損害防止事業の効率的な実施
- ③ 将来の家畜共済制度維持に向けた取り組みの実施

(3) 推進方策

① 家畜共済制度の適正化と効率化

制度の見直しにより、死廃と病傷が分離され加入しやすくなったこともあり、あらゆる機会に個別推進を行ってきた活動が実を結び、地域的に加入が少ない清瀬市において加入に結びつけることができたが、その一方で業務の基本となる要領の変更や改善が随時行われている状況であり、基幹システムを含めて不安定な状況にある。

新制度における引受業務は、共済掛金期間が終了した後の期末調整を行うことで完結するが、新制度になってから初めて発生する引受の期末調整処理は、翌年の加入や事故処理において重要な処理となり、共済掛金だけでなく支払済の共済金に対しても調整が発生することから、適正な事務処理と組合員に対して分かりやすい説明に努める。

② 損害防止事業

一般損害防止事業と特定損害防止事業について、効率的かつ組合員へのサービスを維持するため、NOSA Iのみならず畜産関係団体全体を踏まえた事業の見直しを行い、東京の畜産の衰退の防止に寄与する。

i 一般損害防止事業

- 妊娠分娩期の飼養管理指導及び繁殖検診
- 乳房炎対策
- 飼養管理指導
- 金属異物性疾患対策
- 事故多発農場対策

ii 特定損害防止事業

③ 将来の家畜共済制度維持に向けた取り組みの実施

獣医師の高齢化に対応するため、東京都の畜産農家に対する今後の診療体制のあり方について畜産関係団体と検討する。

3 果樹共済

(1) 事業目標

	目標面積	特別区	北多摩	南・西多摩
一般方式	60 a	—	13 a	47 a
短縮方式	20 a	—	3 a	17 a
合計	80 a	—	16 a	64 a

(2) 重点課題

- ① 果樹栽培農家への提案型推進
- ② 公平かつ適正な損害評価
- ③ 損害防止事業の見直し

(3) 推進方策

① 果樹栽培農家への提案型推進

加入者向けに、令和元年の収入保険の保険金の支払実績等と果樹共済における共済金の支払状況等の比較検討材料を作成して移行に向けた比較提案型の推進を行う。

梨の未加入者の個別推進及びその他の果樹栽培農家についても、農家のニーズに即した補償を提案し、無保険者を防ぐ。

② 公平かつ適正な損害評価

果樹共済加入者における、効率的で適正な損害評価を行うため、生育、被害状況の的確な把握とともに、関東近県の情報を取得し「分割評価要綱」を近年の栽培実態に合わせた見直しを行う。

③ 損害防止事業の見直し

本年においても、東京都の経営支援対象事業として損害防止事業が継続できることとなったため、引き続き継続する。ただし、果樹共済加入者の収入保険への移行を踏まえ、将来的に減少を見込んでおり将来的な事業のあり方を検討する。

4 園芸施設共済

(1) 事業目標

	設置面積	地域別		
		特別区	北多摩	南・西多摩
ガラス室	760 a	82 a	289 a	389 a
プラスチックハウス	11,184 a	3,558 a	4,797 a	2,829 a
合計	11,944 a	3,640 a	5,086 a	3,218 a

(2) 重点課題

- ① 制度改正の周知と戸数加入率の増加
- ② 園芸施設共済と収入保険のセット推進
- ③ 災害発生時の関係団体との連携

(3) 推進方策

- ① 制度改正の周知と戸数加入率の増加

付保割合や復旧費用の補償の引上げなど、農家が選択できる幅が広がる制度改正が令和2年度も予定されている。

加入農家に対しては選択可能なプランを複数作成し、きめ細かな提案を行い、今まで未加入であった農家に対しては戸別訪問で同様な説明を行うことで加入拡大を図る。

また、近年は国の加入率の基準として農家戸数加入率が求められており、未加入農家に対する新たな加入要件として集団引受を有効に活用して、JA等関係機関と連携して生産組織等に対して事業推進に努め、加入率の拡大を図る。

東京都の実施する補助事業については、令和元年の台風による被災者向けの補助事業の対象者も含め、農業振興事務所、JA及び区市町村からの情報を基に完全引受を行う。

- ② 園芸施設共済と収入保険のセット推進

平成30年から農林水産省で制定され、毎年降雪前の11月と台風前の6

月に展開される「災害に強い施設園芸づくり月間」の取組みと同調し、施設の損害は「園芸施設共済」、施設内の農作物の損害は「収入保険」をキーワードに昨年同様、個々の経営状態に合わせた提案を行う。

収入保険と施設内農作物とのセット推進に係る先進県の情報を全国連等から収集するとともに、戸別訪問による園芸施設共済加入者のニーズ等の分析を行い、比較データを活用した加入シミュレーションによる提案を行う。

③ 災害発生時の関係団体との連携

被災者向けの補助事業においては、園芸施設共済加入者は国の補助率が優遇される処置が取られている。

特に、被災者向けの補助事業で必要となる施設情報については、NOSA Iの園芸施設共済で持っている情報が必要となるため、自治体と相互に情報の共有を行い、未加入農家情報の収集に努め事業推進に役立てる。

5 建物共済

(1) 事業目標

	共済金額	特別区	北多摩	南・西多摩
火災共済	277 億円	5 億円	190 億円	82 億円
総合共済	123 億円	5 億円	86 億円	32 億円
合計	400 億円	10 億円	276 億円	114 億円

(2) 重点課題

- ① 共済対象品目を超えた推進
- ② 地域に根差した推進体制
- ③ 島しょ地域の推進体制

(3) 推進方策

- ① 共済対象品目を超えた推進

収入保険事業の実施により共済対象品目以外のこれまで接点が無かった露地野菜の農業者にまで広がったことから、これに比例して建物共済の共済資源も増加した。また、地域を選ばず到来する自然災害に対して建物総合共済への関心が年々増加している。民間損保等の住宅保険（自然災害担保付）は、本組合の建物総合共済と比較して保険料等が多額となり農家の負担が非常に

大きいものとなっている。

この優位性を最大限活用し、民間損保等との比較対象表を作成・活用する等、収入保険の新たな加入資格者に対して重点的に加入推進を実施する。

② 地域に根差した推進体制

地域担当制により全員体制となったが、すべての職員が建物共済を単独で推進出来る体制は実現出来ていない。

新たな加入者を獲得するためには、職員間のスキルや意識の格差是正が必須であり、専門講習会の講義を活かした内部研修により引受・損害評価のスキルアップを図り、地域ごとの継続業務だけではなく、収入保険の推進と合わせた新規加入者の獲得に繋げる。

③ 島しょ地域の推進体制

令和元年台風15号により、島しょ部が大きな被害を受けたが、災害救助法の適用を受けた地域も発生し、緊急時の損害評価体制の問題点があらわになった。この様な状況を踏まえ、「実施体制の改善計画」における島しょの事業の執行体制と合わせて検討を行う。

6 農機具共済

(1) 事業目標

	共済金額	特別区	北多摩	南・西多摩
事業目標	3.3億円	0.5億円	2.3億円	0.9億円

(2) 重点課題

- ① 補助事業の完全引受
- ② 新たな推進対象の把握

(3) 推進方策

- ① 補助事業の完全引受

東京都の補助事業により導入された農機具の完全引受。

地域の説明会等に積極的に参加し、補助事業の受益者については農機具共済に加入する事が条件となっていることを周知徹底する。

- ② 新たな推進対象の把握

補助事業により新規で加入した園芸施設共済をはじめ、地域別に収入保険

で新たに接点を持った農業者等に対する推進を行う。

また、引受実績の低い地域に重点推進地区を設定し、新規就農者をターゲットにした推進を行う。

IV 農業経営収入保険事業

1. 事業目標（経営体数）

	経営体数	法人及び 島しょ(未委託)	個人経営体		
		総括	特別区	北多摩	南・西多摩
		収入保険	440	16	69

2. 重点課題

- (1) 計画的な加入推進の実施
- (2) 重点品目・地域の絞り込み
- (3) 関係団体等との連携強化
- (4) 専門知識の習得

3. 推進方策

- (1) 計画的な加入推進の実施

収入保険事業目標を達成するためには未加入者に対する新規推進が不可欠であり、地区担当を活用した全員体制による活動が必要である。地域や対象農産物によって推進適期は様々であり、地域特性に対応した活動スケジュールに基づいた推進を行い、目標達成に取り組む。

- (2) 重点対象農家の絞り込み

令和元年度の加入者の内、約50%が果樹生産者であり、果樹共済加入者からの移行農家や、その他未加入果樹生産者の重点推進による効果が大きかった一方で、果樹生産者以外の加入が低迷している。そこで、本年は重点品目として野菜生産者をターゲットとし重点地区については推進協議会の協力を得られやすい地域を選定して農業関係団体と連携しながら野菜生産者情報を把握し推進に結び付ける。

- (3) 関係団体との連携強化

令和2年度から新たに実施される収入保険加入推進支援事業において、収入

保険の推進体制（東京都推進協議会）の整備が求められている。そこで、東京都、農業会議、J A東京中央会、関東農政局等の関係団体と収入保険事業の推進に係る連携体制を整備構築する。協議会主催の地域説明会の開催等を行い、組合のみでは不可能な農家に対する推進方法について協議を行い新たな対象農家の台帳化を進める。

また、広報的な観点からは区市町村の広報誌、農業委員会だより、J A支部回覧等への記事掲載やチラシ配布を行う。

（４）専門知識の習得

収入保険の加入手続きは非常に複雑で高度な知識と経験が必要とされ、また、個人情報等の取り扱いのルールも厳しく制約されており、コンプライアンス上も職員の収入保険に対する習熟度向上が不可欠である。農家訪問時の加入手続きでは、農業経営内容に踏込んだ聞き取り確認が求められているので、農家訪問の経験値を増やし適確な調査力を身に着けることが大切である。二人一組で戸別訪問するなど全国の好事例を取り入れ、職員全体で様々な事例を共有し補うことによって収入保険加入手続きのスキル向上に努める。